

質 問 回 答 書

業務名：浄化センター流入水・放流水・汚泥のダイオキシン類検査業務委託

番号	質 問	回 答
1	<p>仕様書 P.2 「3. 検体方法等について (3) 報告」において、「流入水及び放流水の分析結果は特定計量証明書 (MLAP) とする。」とあります。当社においては、流入水については特定計量証明書対象外としております。汚泥の分析結果と同様に「分析結果報告書 (計量証明書に準ずる任意様式)」とさせて頂いても宜しいでしょうか。</p> <p>【特定計量証明書発行不可の理由】</p> <p>特定計量証明事業の登録には、認定機関による認定が必要です。認定を受けられる「認定の区分」 (計量証明書を発行できる対象) には定めがあり、流入水についてはここに含まれておりません。その為、弊社においては特定計量証明対象外扱いとしております。詳しくは別添の資料をご査収願います。</p>	<p>流入水に関しては、MLAP の認定区分の排水として取り扱えることを確認しておりますので、仕様書のとおり特定計量証明書での報告をお願いいたします。</p>